



砥部町教育大綱

愛媛県 砥部町

令和6年3月

砥部町教育大綱

～ 文化とところがふれあうまち ～

誇りある地域、そしてすべての住民が住みたいと思う魅力的なまちづくりを進めるためには、人づくりが大切です。

砥部町に暮らす住民が、まちの現在と未来を担う大切な「力」であり、教育はその「力」を育む最も重要な営みです。

そのため「まちづくり」は「人づくり」であるという理念に基づき、本町に暮らす住民一人ひとりが様々な学習や活動、交流を通じてお互いの基本的人権を尊重し、互いに学び合い高め合うことができるよう、学校・家庭・地域の連携体制を構築し、地域の文化や歴史、施設、人材など、地域の資源を最大限に活用した、生涯にわたり学び続けることのできる学習環境の整備を進めています。

そのような中で、近年における情報化の急速な進展は、生活環境だけでなく学習環境においても大きな変革をもたらしており、個別最適な学びや地域の特性に応じた学習活動において、ＩＣＴ等の効果的な活用が強く求められています。

さらに、学校と地域との協働体制の強化を図るコミュニティ・スクールの導入や中学校における部活動の段階的な地域移行も課題となっています。

本町では平成 27 年 7 月に、まちづくりの指針となる砥部町総合計画に基づき、砥部町教育大綱を定めました。その後、町総合計画の改定に伴い平成 30 年 6 月に第 2 次砥部町教育大綱を策定し、計画期間満了となったことから、この度第 3 次砥部町教育大綱を策定いたしました。

この大綱に基づき、教育委員会との連携を更に密にし、本町の教育・学術・文化・スポーツの振興に取り組んでまいりたいと考えています。

令和 6 年 3 月

砥部町長 佐 川 秀 紀

1 大綱の根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な政策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので、町長と教育委員会が協議・調整して策定します。

2 大綱の期間

期間は、令和5年度から9年度までとします。

3 大綱の基本理念

第2次砥部町総合計画では、町の将来像を「文化とこころがふれあうまち」と定め、すべての住民が住み続けたいと思うまちを目指します。

この将来像実現に向けて、まちづくりを「やすらぎ」「はぐくみ」「いろどり」「かいてき」の4つの要素に分けて推進します。

このうち教育分野が担う「はぐくみ」を大綱の基本理念とします。

4 大綱の基本目標

【子ども・教育分野】

目標 1

未来を担う子どもたちが、たくましく健やかに育まれるまちを実現します。

■政策 1 子育て支援の充実

子どもの健やかな成長を第一に考え、子育て支援事業の実施により、多様なニーズに対応できる保育サービスの充実を図り、子どもを産み育てやすい環境を整備します。

■政策 2 学校教育の充実

子どもたちが自らの力で未来へはばたくことができるよう、豊かな人間性や確かな学力、健やかな体などを育む教育を進めます。

主な施策

- ① 子育て支援サービス等の充実
- ② 多様化するニーズへの対応と子育て負担の軽減
- ③ 子どもの居場所づくり及び仕事・子育てを両立できる環境の整備
- ④ 豊かな心を育む教育の推進
- ⑤ たくましく生きる子どもの育成
- ⑥ 教育力の向上
- ⑦ 教育環境の整備

【生涯学習分野】

目標 2

身近な学びと交流により豊かな心が育まれるまちを実現します。

■政策 1 青少年の健全育成

青少年育成センター補導委員を中心として、生徒指導や非行防止のための活動を推進し、地域における青少年の安全確保に努めます。

また、次代を担う自立した青少年の健全育成を推進するため、青少年に本町の豊かな自然を活用した体験活動の機会を提供するとともに、高校生や大学生等の青少年ボランティアリーダーと協働して青少年の健全育成に取り組みます。

■政策 2 生涯学習環境の整備

自己啓発をしようとする意識の高まりに応じて、生涯にわたって学び続けることができる学習環境の整備を推進します。

■政策 3 人権尊重・男女共同参画の推進

住民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない誰もが暮らしやすい社会を実現するため、お互いの人権を尊重し、様々な人が地域で活躍できる地域づくりを目指します。

主な施策

- ① 青少年の健全育成
- ② 国際交流の推進
- ③ ニーズに合わせた学習機会の充実
- ④ 多様な学習情報の発信とニーズ調査
- ⑤ 社会教育施設の充実
- ⑥ コミュニティ・スクール導入に向けた取組
- ⑦ 人権についての教育・啓発の推進
- ⑧ 人権擁護の推進と相談体制の充実
- ⑨ 男女共同参画の推進

【文化・スポーツ分野】

目標 3

文化・スポーツ活動により感性が育まれるまちを実現します。

■政策 1 文化活動の推進

住民主体の文化・芸術活動の活発化を一層促進するため、一流指導者の確保や、文化協会をはじめとする各種文化・芸術団体及び地域における指導者の育成を図ります。

■政策 2 文化財の保護と活用

歴史及び文化を次世代に継承するため、伝統芸能や文化の保存、継承及び創造を図るとともに、本町が誇る文化財や歴史を積極的に発信し、文化的交流を推進します。

■政策 3 スポーツ活動の推進

生涯スポーツの振興と競技スポーツの向上など、住民一人ひとりが豊かな人生を送れるよう、スポーツを楽しむ機会の充実を図ります。

主な施策

- ① 文化・芸術活動への参加促進
- ② 文化・芸術活動を通じた交流の推進
- ③ 文化財や地域伝統文化の保護と継承
- ④ 文化財の活用
- ⑤ ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ⑥ 地域における指導者の確保及び育成
- ⑦ 社会体育施設等の充実